

令和4年度 中央区男女共同参画推進委員会（第3回）会議録

開催日時	令和4年11月7日（月） 午後2時から午後3時40分まで	
場 所	銀座ブロッサム 7階 ローズ	
出席者	委員	袖井委員、竹信委員、篠原禎子委員、皆川委員、河本委員、福田委員、榮木委員、和田委員、杉本委員、秋谷委員、黒川委員 書面による意見提出者：細谷委員、廣野委員、萩原委員、篠原良子委員、竹谷委員
	区側	総務課長、女性センター館長、男女共同参画係員、業務委託事業者
配布資料	<p>◎会議資料</p> <p>資料1 「中央区男女共同参画行動計画2023(仮称)」中間のまとめ(案)</p> <p>資料2 「中央区立女性センター ブーケ21」名称変更等について</p> <p>資料2-2 中央区立女性センター条例の一部改正(案)新旧対照表</p> <p>資料3 本日欠席された委員からのご意見</p> <p>資料4 地域女性活躍推進交付金の概要</p>	
議事概要	<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>(1) 「中央区男女共同参画行動計画2023(仮称)」中間のまとめ(案)について</p> <p>(2) 中央区立女性センター「ブーケ21」の名称変更等について</p> <p>(3) その他</p> <p>3 閉 会</p>	
委員会経過	別紙のとおり	

## 委員会の経過（議事要旨）

## 1 開会

- ・ 総務課長から、欠席委員、書面による意見提出者、傍聴希望者の有無について報告があった。

## 2 議事

## (1) 「中央区男女共同参画行動計画 2023(仮称)」中間のまとめ(案)について

- ・ 総務課長より、資料 1 に沿って説明した後、資料 3 に基づき欠席委員からの意見を一部紹介した。

＜「中央区男女共同参画行動計画 2023(仮称)」中間のまとめ(案)に対する質疑＞

会 長：24 ページの計画の指標のところ、基本目標 1 の課題 3 の指標「65 歳健康寿命（要支援 1 以上）」の目標値が「上げる」となっているが、「伸ばす」ではないか。また、基本目標 4 の課題 1 の指標「審議会などにおける女性委員の割合」の目標値が「30.0%以上」となっているが、東京都では 40%となっており、それよりも低いのはなぜか。基本目標 2 の課題 4 の指標「区立特別養護老人ホームでの介護者教室・交流会の開催回数」は、中央区では、特別養護老人ホームでしかこのようなことはしていないのか。新宿区では地区センターでも行っているが、中央区でも他のところで行う考えがあれば、「区立特別養護老人ホームなど」とすると広がると思う。49 ページに、ひとり親家庭の母または父の年収のグラフがあるが、女性の問題を考える必要があるため、母子世帯と父子世帯で分けた数字がほしい。68 ページに、東京都の育児休業取得率の推移のグラフがあるが、中央区の数字はないか。

総務課長：「65 歳健康寿命（要支援 1 以上）」の目標値の言葉の使い方は、検討させていただく。「区立特別養護老人ホームでの介護者教室・交流会の開催回数」については、所管課に確認する。「審議会などにおける女性委員の割合」の目標値には、「以上」をつけている。長らく、目標を 30%としているが、この数年、26%～28%台で推移しており、確実に 30%を達成したいとの考えである。区の場合、各種団体役員を充て職とする審議会も多く、たとえば医師関係の幹部の方は男性が多い。ある年に進んでも、翌年、別のところで下がることもあり、女性委員の割合が増えない現状について、ご理解いただければと思う。また、ひとり親家庭の母または父の年収のグラフは、確認するが、母親と父親を別に出すことは難しいと思う。9 割は女性だったと思う。東京都の育児休業取得率のグラフは、東京都産業労働局のデータであるが、23 区別に出ているか確認する。区として把握していなければ区の数字はないと思う。

委 員：現行計画の表紙には、計画期間が記載されているため、表紙に「令和 5 年度～令和 9 年度」と記載し、計画期間を明確にした方が分かりやすい。3 ページの「1 計画策定の目的」の最後の段落に、「今後 5 年間の」という文言があるが、ここにも「今後 5 年間（令和 5 年度～令和 9 年度）」とある方が分かりやすい。22、23 ページの重点事業について、基本目標 4 と基本目標 5 の事業は令和 5 年度と令和 6 年度が「検討」となっており、令和 7 年度に「実施」となっている。難しい案件をじっくりと検討するのだろうと思うが、少し検討期間が長すぎると思う。24、25 ページの「計画の指標」について、目標値に「増やす」や「上げる」などになっているところは、具体的な数字があると所管課は取り組みやすいと思う。122 ページに書かれているように、計画の進行管理として毎年振り返りをすると思

うため、具体的な数字で書かれるとよいと思う。計画の指標の中で、基本目標1の課題3で「がん検診の受診率」が指標として書かれているが、これは、区民の人でがん検診を受けた人の割合のことか。例えば、仕事をしている人は、職場で健康診断があり、区からお知らせが来ても使わないのではないか。そういう人が多いと、受診率を上げるといっても現実味がないと思う。111 ページ、基本目標5の取り組むべき課題1の取組の方向性に記載されている、「女性の人材やグループ・団体の育成を図り」という部分が抽象的であるため、具体的に書いてもらえると所管課が取り組みやすいと思う。

総務課長：計画期間については、製本する際に表紙に記載をする。また、3ページの計画期間の記載については参考にさせていただく。重点事業の取組年度については、既存事業と並行して行うため、ボリュームがあることを踏まえているが、早期に行えるものは行っていきたい。特に、基本目標3の「配偶者暴力相談支援センターの整備」に関しては、簡単にできるものではなく、人員をどれだけ配置できるかという課題があるため、優先事項を整理しながらなるべく早く取組をしていければと思う。基本目標4の「男女共同参画団体の活動への助成」については、団体の活動にも関わることであるため、どのような取組ができるかを含めて、早めに取り掛かりたい。計画の指標の「がん検診の受診率」については、国民健康保険の人の受診率となっている。実際は、職場における受診率を加えれば受診率は高くなると思うが、その数字を捉えることは難しい。あくまでも国民健康保険の人の受診率をどの程度上げられるかということから指標にした。各種目標値の設定についてであるが、実績を基にした指標は、講座に参加した人数など数値が簡単に出るものであるが、成果については、これを行ったことでどれだけの人にどのような影響が出たかというものであるため、現状は5年に一度のアンケート調査結果に頼らざるを得ないところがあり、具体的な目標数値を明記することは難しい。また、111ページの取組の方向性については、それを具体化したものが施策にあたるため、ご意見として参考にさせていただく。

委員：これまでの議論を踏まえて文章に反映してもらったところもあり、非常に安心している。重点事業をまとめて分かりやすくなり、中央区の顔が見えるようになったと思う。その中で、基本目標3の「配偶者暴力相談支援センターの整備」については、スピード感が大事な項目だと思う。今この時にもさまざまな暴力に苦しんでいる人がいる。81ページの取組の方向性に、「より円滑で迅速な対応が行えるよう配偶者暴力相談支援センター機能を整備します」と書いてあるため、機能づくりの大変さは分かるがスピード感を持って取り組んでほしい。令和5年度に「検討」、令和6年度に「協議・調整」となっているが、決意を持った表現にできないか。事件性を鑑みて手厚く取り組んでいることを出していただけるとよい。36ページの基本目標1の取り組むべき課題1-2で、事業No.6「児童・生徒向け啓発パンフレットの作成」はとてもよいものだと思う。最近、浜町児童館と、プレディ有馬でサポートの仕事をした際に、1~4年生ぐらいの子どもたちに接することができた。その子たちを見ていると、男女は関係なく、ランドセルの色も区別は感じられない。スタッフの人も性別を意識せず同じような作業、工作などをさせていると言っていた。実際は、先生方の教育の仕方がよいのかもしれないが、性別の意識が薄れているところがある。そういったことを踏まえると、どのようなパンフレットができるのだろうかと思っている。また、委員のご指摘のように、パンフレットを配布するだけでは効果が薄いと思う。実際に触れあったり、会話する中で伝えていくなど、パンフレットの配布とともに、活用方法

を一体化した対策を検討してほしい。

総務課長：重点事業の「配偶者暴力相談支援センターの整備」については、現行計画でも出ている話であり、これまでの取組の姿勢が弱かったと感じている。現在の課題としては、婦人相談員などの人員配置の問題がある。現状として、都の女性相談センターに行き、支援措置や文書を出してもらうなどの対応をしているが、このような手続きをすると、半日かかる。配偶者暴力相談支援センターを作ることで、それを区でできるようになる。この事業には、総務課と子育て支援課が関わるが、婦人相談員は、子育て支援課の所管であり、支援措置などを行っている福祉事務所と女性支援をしている男女共同参画の2つのラインを融合させてしっかりとした支援体制にしていくための整理が必要となる。組織的な運営にも関わるため、福祉事務所での措置のあり方と、男女共同参画としての女性支援を融合させるためには、時間がある程度かかると思うが、急ぎたいところもある。今後、調整していく中で、すんなりと行くこともあれば、組織的な課題が出てくることもあると思うが、そういったことを踏まえて取組をしっかりとしていきたい。パンフレットは、活用まで見込むことは難しいため、まずは、パンフレットを作り、教育の方に活用をお願いしていくことから始めたい。教育の方でも男女平等参画を含めてLGBTQなどさまざまな人権の多様性の問題を受け止めないといけないことなど、この数年で状況が大きく変わった。ここではパンフレットの作成となるが、ご理解いただければと思う。

会 長：重点事業の「配偶者暴力相談支援センターの整備」は、令和5年度から協議・調整に入ること難しいのか。令和5年度は検討だけなのか。

総務課長：令和5年度と令和6年度で文言として明確に分ける必要はないので、表記は考えたい。

会 長：なるべく早く動くことをお願いしたい。

委 員：「本区の動き」の7ページの最後の段落に、「ブーケ21」と書かれているが、施設名であるため、「中央区立女性センター ブーケ21」と表現した方がよい。「ブーケ21」と聞いて男女平等に関する施設であると分かる人もいると思うが、それだけだと何か分からない区民もいると思う。また、「ブーケ21」を使わなければいけないのか。日本語とカタカナの2つの名称があり、「ブーケ21」は無くてもよいのではないか。事業No.36「SNS相談の検討・実施」は、なるべく早く進めてほしい。しかし、プライバシーに関わる相談であるため、コンピューター上のセキュリティをしっかりしないと相談内容が漏れた場合、二次的、三次的な人権侵害となる可能性があるため、心して事業を進めてほしい。若い人はほとんどSNSを使っているため、利用してもらいたいし、早く進めてほしい。配偶者暴力相談支援センターの支援対象には、デートDVは含まれるのか。相談の中で含めてほしいと思うため、「配偶者等」など、一文字入れて救済範囲を幅広くしてほしい。計画の指標で、基本目標2の課題5「区男性職員の育児休業取得率」の目標値が「50.0%」であるが、もう少し上げられないか。男性の育児休業取得を阻害しているものは何か、阻害要因を取り除かないと取得率は上がっていかないと思う。あまり高すぎてもと思うかもしれないが、欲を言えば100%にしてほしい。男女共同参画係の男性職員と女性職員の比率はどれくらいか。職員は育児休業を取得したか。

事務局：女性が4人、男性が1人で、男性職員は育児休業を取得している。

委 員：事業No.7「区立中学校における出前講座の検討・実施」について、教育面での出前講座は賛成であるが、「ブーケ21」に来てもらい実施したらどうか。中央区ではこういう施設

で男女平等の権利について力を入れているという意味で、「ブーケ21」に来てもらって授業をするなど、施設を活用できるとよい。また、1階にある展示は、もう少し工夫しないといけない。子どもには目で見て分かりやすいと頭に入りやすいと思う。展示は、いつ誰が来てもいいように、毎日がブーケ祭りのようになっているとよい。

総務課長：7ページの「ブーケ21」の記載は、名称変更となれば経緯を含めて書き換えようと思う。

「ブーケ21」という名称は女性センターができたときに、公募して決めた名前が条例上の正式名称としており、当時の思いが入っているため変更するつもりはない。そのとき以前から男女共同参画の推進に向けて活動してきた人の思いがあるので、その観点からも「ブーケ21」は象徴的な言葉である。情報誌のタイトルにも「Bouquet(ブーケ)」を使用しており、大事にしていきたい。配偶者暴力相談支援センターの支援対象については、内縁を含む配偶者などの間における暴力、いわゆるDVとなっている。デートDVには「DV」という言葉がついているが、ストーカー規制法上の支援措置になることもあるため、ここでは配偶者暴力防止法におけるDV関係となる。私もまだ詳しくないため、勉強させていただく。出前講座ができるかどうかはこれからの話になる。教育委員会と協力して施設見学などコロナの状況を踏まえて検討する。「ブーケ21」の裏に小学校があるため、近いところから始めることを考えていきたい。これには地域の施設の連携も関係してくる。計画の指標の「区男性職員の育児休業取得率」については、数字を含めご意見として受け止めさせていただく。

委員：事業 No. 7「区立中学校における出前講座の検討・実施」は、中学校だけを予定しているのか。身近に小学校低学年の子がいるが、小さいうちからいろいろな職業の本を読む中で、このような職業に就きたいなどの話が出てくるため、小学生でも興味を持っている。教育委員会との連携があるため、急いで実行することは難しいと思うが、いつ頃から出前講座を具体化していくのか。「ブーケ21」で実施することもよいと思うが、学校単位で行うのか、民間の講師を自由に選んだり、生徒の興味があるテーマをアンケートで選んだりできるのかなどについて知りたい。SNSの話は、最近、自殺ほう助が問題になっているため、事前に取り締まることはできないのか。

総務課長：出前講座は、これからどうするかを検討する。男女共同参画係が実施した若年層調査でデートDVの話が出ていることや、教育委員会からの希望などを踏まえると、ターゲットは中学生ぐらいからになると思う。小学生でも基本的な人権や男女平等に関して啓発を行う必要があれば、教育委員会と相談をし、ニーズを把握しながら、こちらからも提案していきたい。出前講座の講師は、区の職員や外部の人をお願いをすることもあるかもしれない。これから考えていきたい。SNSの使用については、教育の分野ではメディア・リテラシーについて、予防教育の観点で行っていくべきだと思っている。取り締まることは区ではできないが注意喚起の観点で行っていく。今後も教育委員会と連携を深めていきたい。

会長：時間の関係で、ここで切り上げるが、事務局に後ほどご意見をいただければと思う。皆さんからいただいたご意見を中間のまとめに反映したいと思うがそれでよいのか。

総務課長：委員会後に意見をお出しいただいても構わない。

## (2) 中央区立女性センター「ブーケ21」の名称変更等について

- ・ 総務課長より、資料2に沿って説明した後、資料3に基づき欠席委員からの意見を一部紹介した。

＜中央区立女性センター「ブーケ21」の名称変更等に対する質疑＞

委員：名称変更についていろいろと議論ができてよかった。本件についてパブリックコメントはしないと以前言っていたが、それは変わらないのか。パブリックコメントはした方がよいと思う。以前、渋谷区が施設の名称を「渋谷男女平等・ダイバーシティセンター」にしたときに、パブリックコメントをしなかった。見学に行ったとき、職員がパブリックコメントをした方がよかったかなと話をされていた。中央区男女共同参画行動計画にも区民の意見を広く聞くという記載もあるため、パブリックコメントをしたらどうか。

総務課長：本区では、パブリックコメントの実施が必要なものは計画の改定などである。これまでに条例関係でパブリックコメントを実施したものは、受動喫煙防止条例や民泊に関する条例など個人に制限を課す内容のときである。また、「ブーケ21」の名称に関しては、パブリックコメントやアンケートなど得られる大勢の意見より、施設を利用している人や近くで活動している人の意見の方が本質を捉えていると思っている。その意味で本推進委員会での議論と皆さんからの意見で十分だと考えている。

会長：いつ頃からどのような手順で名称変更についての手続きを行い、区民にいつ頃伝えるのか。

総務課長：この方向で行くということであれば、早速動く。まだ白紙の部分も多いため、詳細は区のおしらせで伝えることになる。看板を変えるなどの事務的なこともあるが、制度としては、条例改正が必要なため、来年2月の議会にかけていく。

会長：区のおしらせで説明するのか。区民になぜ名称を変更するのか説明しなければいけない。

総務課長：そうしたことを踏まえた内容になると思う。

副会長：せっかく名称を変えるのであれば、これを機会にプレゼンをした方がよい。名前が変わったのはなぜなのか、それによって区民にとって何が変わるのか、しっかり男女平等について取り組みますなど、何らかの形で発表をした方がよい。コロナで登録団体が減っていることもあるため、これをきっかけに活動を再開してもらいよい機会だと思うし、男性も参加できるというメッセージにもなる。それから子育て中の人や若い男女も困難を抱えているため、そういう人も参加できるというメッセージを入れながら、これをうまくいかすとよい。メディアでもよいし、機関紙、SNSやホームページでもよいと思う。検討してほしい。

総務課長：名称変更だけでなく、基本条例の制定も検討しているため、計画の改定を含めて全体として大きく打ち出せる機会だと思う。情報誌や区のおしらせを含めてどのようなことができるか考えたい。

委員：名称変更に関する情報は、議会で議決して決定した後でなければ口外してはいけないのか。

総務課長：差し支えない本推進委員会も公開しているものであり、資料も公表される。正式に決まるのは議会決定後であるが、オープンな形で議論をしたうえで議会に提案していく。

会長：他に何かあるか。全体を通して発言したい人はいるか。

委員：広報で発表する場合は、区長のコメントという形でのお披露目となるのか。それとも事務的なお知らせとなるのか。

総務課長：広報誌としては、事務的なものとなると思うが、例えばケーブルテレビで区長がコメント

をする場合などもある。これからPRの方法は考えさせていただく。

委員：できれば区長まで引き上げていただきたい。

会長：せっかく名称が新しくなるため、大々的にイベントをしてほしい。

(その他、意見なし)

### (3) その他

会長：事務局からその他の連絡事項はあるか。

総務課長：1点目は、次期計画中間のまとめへのご意見や気づいた点などは、11月11日(金)までにメールでご連絡いただきたい。2点目は、中間のまとめのパブリックコメントを12月12日(月)から年明け1月6日(金)まで行う予定である。詳細は12月11日号の区のおしらせに掲載する。また、中間のまとめのパブリックコメント前の修正については、会長一任とさせていただくことをご了承いただきたい。3点目は、今後の推進委員会の開催予定である。次期計画に関する次回の推進委員会は来年の1月下旬を予定している。日程等については後日お知らせをする。パブリックコメントの意見と回答内容を踏まえた計画の最終案を報告させていただく。また、基本条例に関してであるが、12月中に推進委員会を開催したいと考えている。スケジュールについては、調整させていただく。

## 3 閉会

会長：それでは、これをもって令和4年度第3回中央区男女共同参画推進委員会を閉会する。

以上